

海外からの戸籍証明等請求方法について

戸籍証明等を海外から請求いただく場合、国外に転出（住民登録が国内にないこと）されていることが条件となります。出張等で一時的に滞在されている場合は海外には送付できませんのでご注意ください。

海外からの請求の際に郵送していただくものは、下記のとおりです。

① 交付請求書（北九州市の HP よりダウンロードできます）

Eメールアドレス及び電話番号を必ずご記入ください。

② 本人確認資料の写し

送付先の確認のためにも必要なので「国外の住所の記載された公的な身分証明書」もしくは「パスポート+居住を証明できる書類」のいずれかが必要です。

※官公庁が発行した『公的な』身分証明でなければ、本人確認資料とはなりませんので、ご注意ください。

③ 手数料・郵送料

戸籍の種類により手数料は異なります。

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・戸籍抄本）：450円（1通当たり）

※抄本が必要な場合は必ず必要な方の氏名を記載してください。

除籍全部・個人・一部事項証明書：750円（1通当たり）

除籍謄本・抄本：750円（1通当たり）

改製原戸籍謄本・抄本：750円（1通当たり）

「戸籍交付の手数料」＋「返信用の郵送料」の合計金額分を日本の郵便定額小為替証書でお送りください。切手、小切手、口座入金、外貨、日本で取り扱いない為替などは手数料として受け取れません。

※国際為替証書（INTERNATIONAL POSTAL MONEY ORDER）は2020年3月27日（金）をもって米国郵便公社での発行が終了しました。2020年6月30日（火）以降は取り扱いできません。

※日本円を「現金で送ることができる郵便（国際現金書留など）」により送付する方法もございます。取り扱いの可否等、詳しくは現地の郵便局にお問い合わせください。

※手数料・郵送料以外の申請書類等を送付いただき、手数料・郵送料は国内協力者（親族等）より別途送付していただく方法も可能です。

手数料または郵送料が足りない場合、追加の料金が届くまでは戸籍の交付はできませんので、多めに同封してください。

なお、おつりは使用しなかった定額小為替以外は日本の切手でお返ししますので、ご了承ください。

訂正箇所のある為替、北九州市区政事務センター宛になっていない為替などは、日本の郵便局で換金拒否をされてしまい、為替を送り直していただくことが多くございますので、ご注意ください。

④ 返信用封筒

返信用封筒には住所・宛名を書いて、エアメール希望の際は、赤ペンで「AIR MAIL」とご記入下さい。

返信用の切手は、③の手数料・郵送料を使って、こちらが購入します。

(交付する戸籍書類の重さにより、送料が変わりますので、郵便局で確認後、切手を購入いたします。)

手数料の「返信用の郵送料」は多めに入れておいてください。

EMSを希望の際は、申請書にその旨を記載してください。

なお、EMS(EMS料金とEMS専用封筒料金が必要)の場合は、EMS専用封筒を使用します。専用封筒をご準備いただくか、当方で用意しますので、手数料・郵送料に封筒代51円を含め、送付してください。

また、郵便の取り扱いについて、新型コロナウイルスの影響により、現在遅延が発生しております。引き受け停止となっている国もありますので、発送前に日本郵便のHPで事前にご確認くださいませようお願い致します。

何かご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。

【問合せ・送付先】

〒803-8535

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市区政事務センター 郵便請求担当

shi-jimu@city.kitakyushu.lg.jp

TEL093-582-3652 FAX093-571-3720